

2012年版 社労士受験教科書 〈追録〉

本追録は、「2012年版 社労士受験教科書」に掲載した法令等について、その発刊後に公布・公表された改正点等のうち、本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用基準日である平成24年4月13日現在において施行されている部分をお伝えするものです。

本追録中の“**社**p.”は、「2012年版 社労士受験教科書」の対応ページを指します。

労働者災害補償保険法

●新たな認定基準の制定

いわゆるストレスによる精神障害等に係る疾病が業務上の疾病に該当するか否かについて、新たな認定基準が制定され、従来の判断指針は廃止された。

改正前 「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針（平11.9.14基発544号）」

改正後 「心理的負荷による精神障害の認定基準（平23.12.26基発1226第1号）」

[H23.12.26適用] **社**p.167

●介護補償給付の額に関する改正

介護補償給付（介護給付）の額に係る上限額と最低保障額が、次のように改正された（則18条の3の4；改正）。

- ・常時介護／上限額＝104,530円—改正→104,290円
最低保障額＝56,720円—改正→56,600円
- ・随時介護／上限額＝52,270円—改正→52,150円
最低保障額＝28,360円—改正→28,300円

[H24.4.1施行] **社**p.195, 196

雇用保険法

●資格喪失の原因に関する改正

資格喪失の原因が「離職以外の理由」である場合は、資格喪失届への離職証明書の添付は不要であるが、その「離職以外の理由」から、被保険者として取り扱われない取締役となったとき、被保険者として取り扱われない所定労働時間（週20時間未満）になったときが削除された（資格喪失届の裏面ほか；改正）。

※改正後は、被保険者として取り扱われない取締役となったとき、被保険者として取り扱われない所定労働時間（週20時間未満）になったときは「離職」として取り扱われる。

[H23.11.28施行] **社**p.261

●暫定措置の延長

本書で取り上げた次の①～③の暫定措置について、「平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間」という部分を、「平成21年3月31日から平成26年3月31日までの間」に改めることとされた（終了期限を、**2年間延長**）。

- ①一定の特定理由離職者の所定給付日数を、特定受給資格者と同様とする措置（法附則4条）
- ②個別延長給付（法附則5条）
- ③特定就業促進手当受給者に、特定理由離職者を含める措置（法附則10条）

[H24.3.31施行] **社**p.283, 292, 312

●受講手当に関する改正

受講手当は、40日分を限度として支給することとされた（則 57 条 1 項；改正）。

なお、受講手当の日額に関する暫定措置は、延長されなかった。

1 支給要件

改正後 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日で、基本手当の支給の対象となる日（自己の労働により収入があったことによる不支給日を含む）について、40日分を限度として支給。

2 支給額

改正後 受講手当の日額は 500 円（700 円とする暫定措置は延長なし）。

[H24. 4. 1 施行] **社** p. 295

●移転費に関する改正

移転費について、就職先の事業主のほか、訓練等施設の長その他の者から、移転に要する費用等が支給された場合にも、不支給又は差額のみ支給とすることとされた（則 86 条，91 条ほか；改正）。

改正後 次のいずれにも該当するときに支給される。

イ 省略

ロ その就職又は公共職業訓練等の受講について、就職準備金その他移転に要する費用（就職支度費）が、就職先の事業主、訓練等施設の長その他の者（就職先の事業主等）から支給されないこと、又はその支給額が移転費の額に満たないこと*

ロ 省略

※就職先の事業主等から支給された就職支度費の額が、移転費として計算した額に満たないときは、差額分だけが移転費として支給される。

[H24. 4. 1 施行] **社** p. 315

●雇用保険二事業に関する改正

1. 育児・介護雇用安定等助成金に関する改正

「育児・介護雇用安定等助成金」が「両立支援助成金」に改められた（則 116 条；改正，117 条；廃止）。

改正後 雇用安定事業……両立支援助成金（育児・介護休業者の職場復帰プログラムの実施等に係るものを除く）

能力開発事業……両立支援助成金（育児・介護休業者の職場復帰プログラムの実施等に係るもの。具体的には、中小企業両立支援助成金として支給）

2. 試行雇用奨励金の対象者の改正

対象となる求職者のうち、次の者について、改正が行われた（則 110 条の 3；改正）。

改正前 45 歳以上の者，40 歳未満の者

改正後 中高年齢者（45 歳以上の者であって，早期の就職の援助を行う必要があると認められるものに限る），若年者等（45 歳未満の者であって，早期の就職の援助を行う必要があると認められるものに限る）

[最終H24. 4. 6 施行] **社** p. 339, 340

徴収法

●労災保険率の改正

労災保険率が改正された（別表 1；改正）。

労災保険率の範囲

改正前 1,000 分の 103（水力発電施設，ずい道等新設事業）～1,000 分の 3

改正後 1,000 分の 89（水力発電施設，ずい道等新設事業）～1,000 分の 2.5

☆労災保険率表については，最終頁参照。

注．改正後は，1,000 分の 100 を超える率はなくなった。

注．労災保険率に含まれる「非業務災害率」は 1,000 分の 0.6 のままで改正はない。

[H24. 4. 1 施行] **社** p. 366

●雇用保険率の改正

平成 24 年度の雇用保険率が定められた（平 24. 1. 25 厚労告 30 号）。

事業の種類	平成 23 年度	平成 24 年度
一般の事業	1,000 分の 15.5	<u>1,000 分の 13.5</u>
農林水産業 ^(注) 清酒製造業	1,000 分の 17.5	<u>1,000 分の 15.5</u>
建設の事業	1,000 分の 18.5	<u>1,000 分の 16.5</u>

(注) 牛馬育成，酪農，養鶏又は養豚の事業等には，一般の事業の雇用保険率が適用される。

<平成 24 年度の雇用保険率の内訳>

	雇用保険率	失業等給付に係る率		二事業に係る率
		被保険者負担	事業主負担	
一般の事業	<u>1,000 分の 13.5</u>	<u>1,000 分の 5</u>	<u>1,000 分の 5</u>	1,000 分の 3.5
農林水産業[一部を除く] 清酒製造業	<u>1,000 分の 15.5</u>	<u>1,000 分の 6</u>	<u>1,000 分の 6</u>	1,000 分の 3.5
建設の事業	<u>1,000 分の 16.5</u>	<u>1,000 分の 6</u>	<u>1,000 分の 6</u>	1,000 分の 4.5

[H24. 4. 1 適用] **社** p. 368, 410

●第 2 種特別加入保険料率の改正

第 2 種特別加入保険料率が改正された（別表 5；改正）。

第 2 種特別加入保険料率の範囲

改正前 1,000 分の 4～1,000 分の 52

改正後 1,000 分の 3～1,000 分の 52

[H24. 4. 1 施行] **社** p. 370

●口座振替による納付に関する改正

- ① 口座振替による納付の承認をした場合、政府（所轄都道府県労働局歳入徴収官）は労働保険料の納付に必要な納付書を金融機関へ送付するが、当該保険料の納付に関し必要な事項について金融機関に電磁的記録を送付したときは、この限りでないこととされた（則 38 条の 3；改正）。
- ② それまで、口座振替による納付の適用について、有期事業を対象外としない（対象に含める）こととされた（則 38 条の 4；改正）。
- ③ 口座振替による納付の日が、本来の納期限後であっても、納付書又は電磁的記録が金融機関に到達した日から 2 取引日を経過した最初の取引日までに納付された場合には、納期限内に納付されたものとみなすこととされた（則 38 条の 5）。

[H23. 12. 28 施行] **社**p. 395

●継続事業のメリット制（一括有期事業に係るものに限る）に関する改正

1. 適用要件

継続事業のメリット制を適用する場合の要件のうち、確定保険料の額に係るものを、「100 万円以上」から「40 万円以上」に改めることとされた（則 17 条 3 項；改正）。

改正後 一括有期事業にあつては、確定保険料の額が40万円以上であるもの

2. 増減幅

継続事業のメリット制についての増減幅*が次のように改正された（則 20 条，則別表 3，別表 3 の 2；改正・新設）。

*増減幅…「労災保険率－非業務災害率」を増減させる率の幅をいう。

改正後 増減幅は、100分の40（一括有期事業のうち、立木の伐採の事業については100分の35）の範囲内。ただし、一括有期事業である建設の事業及び立木の伐採の事業について、連続する3保険年度中のいずれかの保険年度の確定保険料の額が40万円以上100万円未満である場合は100分の30の範囲内。

[H24. 4. 1 施行] **社**p. 398

●有期事業のメリット制に関する改正

有期事業のメリット制を適用する場合の要件のうち、確定保険料の額に係るものを、「100 万円以上」から「40 万円以上」に改めることとされた（則 35 条 1 項；改正）。

改正後 ①建設の事業であつて、確定保険料の額が、40 万円以上であるか、又は、請負金額が 1 億 2,000 万円以上であるもの

②立木の伐採の事業であつて、確定保険料の額が、40 万円以上であるか、又は、素材の生産量が 1,000 立方メートル以上であるもの

注. 有期事業のメリット制についての増減幅に改正はない。

[H24. 4. 1 施行] **社**p. 400

健康保険法

●協会けんぽの介護保険料率

平成 24 年 3 月 1 日以降の介護保険料率が、協会から公告された（平 24. 2. 23 官報公告）。

・協会の介護保険料率…平成 24 年 3 月 1 日からは 1,000 分の 15.5

[H24. 4. 1 施行] **社**p. 445

国民年金法

●年金額の改定

平成 24 年度の年金額について、物価スライド特例措置に係る率 (0.981) が、0.3%引き下げられ、次のように改定された。

0.978 (平成 24 年度)

老齢基礎年金の満額 (804,200 円) について考えてみると、次のように変わっている。

平 17	804,200 円×0.988
平 18～平 22	804,200 円×0.985
平 23	804,200 円×0.981
<u>平 24</u>	<u>804,200 円×0.978</u>

〈参考〉平成 24 年度については、本来の法令上の年金額に係る改定率も改定されたが、依然、物価スライド特例措置による特例水準の年金額の方が上回っているため、実際には、物価スライド特例措置による特例水準の年金額が支給される。

[H24.4.1 施行] **社** p.488, 529, 535, 548, 555, 556

●保険料 (保険料改定率) の改定

平成 24 年度における保険料改定率が、「0.964」とされた。

その結果、平成 24 年度における国民年金の保険料は、15,540 円×保険料改定率 0.964＝14,980.⁵⁶円→端数処理→14,980 円となった。

[H24.4.1 施行] **社** p.484, 511～512

厚生年金保険法

●年金額の改定

平成 24 年度の年金額について、物価スライド特例措置に係る率 (0.981) が、0.3%引き下げられ、次のように改定された。

0.978 (平成 24 年度)

[H24.4.1 施行] **社** p.626, 627, 628, 630, 631

社会保険一般常識

●国民健康保険法

療養給付費等負担金に係る国庫負担の割合 (100 分の 34) が、「100 分の 32」に引き下げられた (法 70 条 1 項 ; 改正)。

[H24.4.1 施行] **社** p.670

●子ども手当法・児童手当法の動向

平成 24 年 4 月 1 日から、子ども手当に代えて、子ども手当創設前の児童手当法による児童手当を、所要の見直しを加えた上で支給することとされた。

- ・同日以降の児童手当の額は、原則として、次のとおり。

3 歳未満	1 人につき月額 15,000 円
3 歳以上小学校修了前 (第 1 子・第 2 子※)	1 人につき月額 10,000 円
3 歳以上小学校修了前 (第 3 子以降※)	1 人につき月額 15,000 円
小学校修了後中学校終了前	1 人につき月額 10,000 円

※第 1 子・第 2 子・第 3 子以降は、児童のうち、何子目に当るかで判断。

- ・受給資格については、原則として、市町村長の認定を受けなければならない。
- ・児童手当の支給に要する費用は、原則として、次のように負担される。

	事業主 (拠出金)	国	都道府県	市町村
被用者 : 3 歳未満の児童分	7 / 15	16 / 45	4 / 45	4 / 45
被用者: 上記以外	—	2 / 3	1 / 6	1 / 6
自営業者等				

[H24. 4. 1 施行] 社 p. 678

別紙 労災保険率表の改正（別表1の改正）

事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険率	
		改正前	改正後
林業	林業	1,000分の60	
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	1,000分の32	1,000分の20
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1,000分の41	1,000分の40
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石炭石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業	1,000分の87	1,000分の88
	石炭石鉱業又はドロマイト鉱業	1,000分の30	1,000分の19
	原油又は天然ガス鉱業	1,000分の6.5	1,000分の5.5
	採石業	1,000分の70	1,000分の58
	その他の鉱業	1,000分の24	1,000分の25
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1,000分の103	1,000分の89
	道路新設事業	1,000分の15	1,000分の16
	舗装工事業	1,000分の11	1,000分の10
	鉄道又は軌道新設事業	1,000分の18	1,000分の17
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	1,000分の13	
	既設建築物設備工事業	1,000分の14	1,000分の15
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1,000分の9	1,000分の7.5
	その他の建設事業	1,000分の19	
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く）	1,000分の6.5	1,000分の6
	たばこ等製造業	1,000分の5.5	1,000分の6
	繊維工業又は繊維製品製造業	1,000分の4.5	1,000分の4
	木材又は木製品製造業	1,000分の15	1,000分の13
	パルプ又は紙製造業	1,000分の7	1,000分の7.5
	印刷又は製本業	1,000分の4.5	1,000分の3.5
	化学工業	1,000分の5	
	ガラス又はセメント製造業	1,000分の7.5	
	コンクリート製造業	1,000分の14	1,000分の13
	陶磁器製品製造業	1,000分の18	1,000分の19
	その他の窯業又は土石製品製造業	1,000分の26	
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	1,000分の7	1,000分の6.5
	非鉄金属精錬業	1,000分の8.5	1,000分の7
	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	1,000分の7.5	1,000分の7
	鋳物業	1,000分の19	1,000分の17
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く）	1,000分の11	1,000分の10
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く）	1,000分の7.5	1,000分の6.5
	めつき業	1,000分の6	1,000分の7

	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	1,000分の6.5	1,000分の5.5
	電気機械器具製造業	1,000分の3.5	1,000分の3
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	1,000分の5	1,000分の4.5
	船舶製造又は修理業	1,000分の23	
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	1,000分の3	1,000分の2.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1,000分の4	
	その他の製造業	1,000分の7.5	1,000分の7
運輸業	交通運輸事業	1,000分の5	1,000分の4.5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	1,000分の11	1,000分の9
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	1,000分の12	1,000分の11
	港湾荷役業	1,000分の17	1,000分の16
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,000分の3.5	1,000分の3
その他の事業	農業又海面漁業以外の漁業	1,000分の12	
	清掃、火葬又はと畜の事業	1,000分の13	
	ビルメンテナンス業	1,000分の6	1,000分の5.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1,000分の7	1,000分の6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1,000分の3	1,000分の2.5
	卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	1,000分の4	1,000分の3.5
	金融業、保険業又は不動産業	1,000分の3	1,000分の2.5
	その他の各種事業	1,000分の3	

〈補足〉船舶所有者の事業に係る労災保険率は1,000分の50（据え置き）

『社労士受験教科書<2012年版>』訂正表

『社労士受験教科書<2012年版>』の下記の項目に誤りがございました。お詫びして訂正致します。

66ページ 下から4行目	所定内法定外労働時間	法定内所定外労働時間
67ページ 1行目	所定内法定外労働時間	法定内所定外労働時間
81ページ 下から4行目	職業訓練を受ける労働日は	職業訓練を受ける労働者は
127ページ 欄外 4行目	適合して認める	適合していると認める
146ページ(四) ハ	じん肺管理区分が管理2または管理3である者	じん肺管理区分が管理2または管理3であること
175ページ 下から9行目	前記①～③の特例に	前記(1)～(3)の特例に
176ページ 下から12行目の	平均賃金相当額 3,760円 スライド前の給付基礎日	平均賃金相当額 3,750円 スライド前の給付基礎日額=3,750円

<例>	額=3,760円	
180ページ 下から8行目	最低最高限度額	年齢階層別の最低・最高限度額
197ページ (4) 2行目	遺族補償年金差額一時金	障害補償年金差額一時金
253ページ 表 ③長期欠勤者	被保険者とならない の欄に記入	例外（被保険者となる）の欄へ …長期欠勤者は被保険者になります
272ページ 7行目	被保険者期間から除かれ るもの	被保険者であった期間から除かれる もの
282ページ 一番下 所定給付日数一覧表	就職困難者の所定給付日 数150日の算定基礎期間 → 区分表示漏れ	就職困難者の所定給付日数150日の算 定基礎期間は 1年 に区分
308ページ 6 給付制限事由2段目 (317ページ及び3 21ページ同様)	支給を受けようとしたと き	受け、又は受けようとしたとき
331ページ 下から3行目	賃金日額	休業開始時賃金日額
46ページ サイド ポイント下から2行目	連合体	連合団体